

平成29年度「世代間スキル継承型雇用促進事業」に係る業務委託企画提案仕様書

1. 業務名

「世代間スキル継承型雇用促進事業」に係る業務委託

2. 事業期間 契約締結の日～平成30年3月31日まで

3. 事業の概要および目的

高年齢者従業員の継続雇用と若年者の新規雇用の両立を図りながら、両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態を取り入れた事業者に助成金を交付することにより、若年者の雇用の場の創出、人材育成、定着支援及び県内企業の活性化につなげることを目的とする。

4. 委託契約額の上限 11,085千円以内(消費税および地方消費税を含む)

※ 企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 本公募は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

5. 委託業務内容

- (1) 事業の周知・広報に関する業務
- (2) 事業所への事業説明や問い合わせ等に関する業務
- (3) 事業所からの申請に対する審査及び指導に関する業務
- (4) 上記(3)に係る県への審査報告(書類送付等)に関する業務
- (5) ペア就労後の実績報告書に関する審査業務に関する業務
- (6) 上記(5)に係る県への審査報告(書類送付等)に関する業務
- (7) ペア一就労先の現場確認に関する業務
- (8) 事業報告書の作成に関する業務
- (9) その他、事業実施に必要な業務
- (10) 本事業の実施にあたっては、関係法令、要綱、要領、その他取り決め等、及び雇用政策課が策定する『委託業務に係る事務処理マニュアル』の記載事項を遵守すること。

6. 企画提案及び実施に関する要件について

提案する企画、積算、及び実施に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 実施要件

- ① 審査にあたっては世代間スキル継承型雇用促進事業助成金交付要綱等に従い、中立、公正な立場で正確に行うこと。
- ② 審査にあたっては事業所への必要書類の提出要求等の調整を行うこと。
- ③ 審査後は必要書類を整え直ちに県に報告すること。
- ④ 本事業を利用できない事業所から申請があった場合、当該事業所に対して、国や県や市町村等が行う他の事業で支援可能と見込まれる場合は、該当する事業の情報提供に努めること。
- ⑤ 本事業で得られた、県内企業の動向、既存従業員の正規雇用化や生産性向上に関する課題や要望等、今後の雇用対策を構築する上で、基礎となる情報は、随時雇用政策課へ提供すること。
- ⑥ 雇用政策課委託事業の共通目的である雇用情勢の改善に向けて、可能な限り雇用政策課の他の委託事業と連携協力し、相乗効果が図れるように努めること。また、共同開催すること等で相互の事業でより効果が発揮できると思慮される場合には積極的に提案すること。

(2) 企画提案書の内容

上記5の委託業務内容について、具体的に記述した提案書を作成すること。また、以下に指示する項目については、その内容を記述し、電子メールで所定のメールアドレスに提出すること。

ア 本事業の周知広報について

周知広報の方法、回数、場所について、具体的に提案すること。

イ 事業所からの申請書の受付、作成指導及び審査に関すること

申請書類の受付、作成指導及び審査について具体的に記載すること。

ウ 事業所からの実績報告書の受付、作成指導及び審査に関すること。

実績報告書の受付、作成指導及び審査について具体的に記載すること。

エ 事業報告書の作成に関すること。

事業報告書の作成方法等について具体的に記載すること。

オ 上記(ア)～(エ)以外で、事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

カ 企画提案書の体裁については「8. 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて」に基づくこと。

(3) 実施体制図

事業実施に関わる事務スタッフの人数、各役割などわかりやすく記載すること。

(4) 積算見積及び経費限度額

ア 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出する。

ただし、「4. 委託契約額の上限」の範囲内で見積もること。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

イ 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

- ① 直接人件費
- ② 旅費
- ③ 通信運搬費
- ④ 印刷広報費
- ⑤ 事務費(車両・パソコン・固定電話リース料、ETC使用料、燃料費を含む)
- ⑥ その他必要経費
 - ・ 消費税

※各経費については、月数、回数、個数、単価等が分かるよう明記すること。

7. 成果指標について

新規雇用者数 80人（無期雇用者数）

8. 企画提案書の体裁及び第二次審査(プレゼンテーション)について

- (1) 原則としてA4版横、左綴りとする(ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい)。
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査員が容易に理解できるよう工夫し、説明は企画提案書に基づき簡潔に行うこと。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、参加企業数によるので、一次審査結果通知と併せて通知するものとする。

9. 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを必要に応じて行うこと。

10. 再委託の禁止

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、または請け負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

- (2) 本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、または請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとす

るときは、あらかじめ県の承認を得なければならない。また、下記以外の契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「その他簡易な業務」を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

- ・チラシ、ポスター等広報物の制作
- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

○その他県の承認が必要な業務

その他簡易な業務と同様に、社会通念上、一般的に委任または請負によって行われる業務であって、契約の主たる部分ではなく一部分に限られるものであり、かつ、第三者への委任または請負による方法でなければ本委託契約の履行が困難であるもの、もしくは同方法によることが望ましいもの

(3) 以下の要件のいずれにも該当する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

11. 実績報告書及び調査報告書の提出について

業務終了後すみやかに、または県が指示する期日までに、実績報告書となる成果報告書及び経費報告書を提出すること。

また、実績報告書等に関する主要な内容は、紙書面によるもののほか、電子データによる提出も併せて行うものとする。なお、実績ならびに調査等に関する集計表、統計表及び名簿等について、県が指示するものはエクセルデータによる提出を必要とする。

12. 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県商工労働部雇用政策課に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

13. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県商工労働部雇用政策課と協議すること。

14. その他

- ① 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- ② 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべてすることを保証するものではない。
- ③ 仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算が諸事業により変更することがある。